

講座等における託児の実施に関する内規

市主催の講座等における託児（以下「託児」という。）を実施する際には、次の各号に定める事項に留意しなければならない。

- 1 託児の対象となる児童（以下「児童」という。）は、概ね1歳以上の未就学児とする。
- 2 託児の開設場所は、原則として講座等を実施する同一の建物（原則として市内公共施設）内でなければならない。また場所の設営、撤収は講座等の主催者が行うものとする。
- 3 児童の数は託児に従事する者（以下「従事者」という。）1人に対し3人を限度とする。
- 4 従事者への謝礼は富士宮市臨時職員の給与、勤務時間及び休暇等に関する取扱要綱（昭和57年3月5日市長決裁）別表第4臨時職員賃金表（1）保育業務の部無資格の項1年未満の欄の時間給を準用するものとする。ただし、時間の端数が30分を超えた場合は1時間とみなし30分に満たない場合は切り捨てとする。また交通費は支給しない。
- 5 児童の託児中の事故については、従事者の故意または重大な過失があった場合を除き、市において対応する。
- 6 市は児童の健康状態が思わしくないと判断した時は、託児を断ることができる。

附 則

この内規は、平成10年5月28日から施行する。

附 則

この内規は、教育長決裁の日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。